

防府市介護認定審査会委員感謝状贈呈要綱取扱要領

平成25年3月1日制定

1 基準について

委員の従事年数は、通算で10年以上とするが、市長が特に認める場合は、10年未満の者に対して贈呈することができる。

2 感謝状贈呈の時期及び方法について

(1) 贈呈の時期

介護認定審査会全体会での贈呈を基本とするが、対象者がこれに出席できない場合は、対象者が属する介護認定審査会合議体の年度最終回の日、或いはそれ以外の日に実施する。

(2) 贈呈の方法

市長から贈呈するものとするが、市長から贈呈できない場合は、代理の者（健康福祉部長又は高齢福祉課長）が贈呈する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。